

令和 4 年度

事 業 計 画 書

社会福祉法人 人吉市社会福祉協議会

目 次

1 基本理念	… 3
2 基本目標	… 3
(1) 地域福祉の基盤づくり	
(2) 孤立させないまちづくり	
(3) 安全・安心なまちづくり	
3 基本方針	… 3
4 重点取り組み項目	… 3
(1) 支え合いの機運づくり	
(2) 人材育成と活動支援	
(3) 地域交流の促進	
(4) 福祉に関する情報発信	
(5) 総合的な相談支援体制の充実	
(6) 地域の支え合い・助け合い体制の充実	
(7) 自立・社会参加支援の推進	
(8) 権利を守る制度の推進と虐待防止	
(9) 災害時対策の充実	
(10) 法人運営の基盤強化	
5 具体的な事業計画と内容	… 5
(1) 法人運営事業	… 5
① 役員会等	
② 専門部会	
③ 苦情解決第三者委員会	
④ 社協活動発展・強化計画の策定	
⑤ 地域福祉活動計画の進行管理と評価	
⑥ 広報・啓発事業	
⑦ 社会福祉のつどいの開催	
⑧ 自主財源の確保	
⑨ 福祉関係団体の事務局の運営	
⑩ 職員研修の実施	
⑪ 球磨ブロック社会福祉協議会との連携	
⑫ 熊本県市社会福祉協議会事務局連絡会議の開催	
(2) 地域福祉事業	… 7
① 校区社会福祉協議会への支援	
② 安心生活創造事業の推進	

③ 生活支援体制整備事業の推進	
④ 地域サロンの拡充	
⑤ くらし見守り相談員活動の推進	
⑥ ボランティア活動の推進	
⑦ ボランティア教育の推進	
⑧ 災害救援ボランティアバンク	
 (3) 生活支援事業	… 8
① 地域包括支援センター事業	
② 命のバトン配布事業	
③ デイサロン事業	
④ 生活困窮者自立相談支援事業	
⑤ 生活福祉資金貸付事業	
⑥ 小口福祉資金貸付事業	
⑦ 人吉球磨成年後見センター	
⑧ 地域福祉権利擁護事業	
⑨ ファミリーサポート事業	
⑩ ふれあいサービス事業	
⑪ 買い物支援事業	
⑫ 福祉機器等の備品貸出事業	
⑬ 地域支え合いセンター	
 (4) 共同募金事業	… 11
① 各種募金活動の展開	
② 配分金による事業展開	
③ 社会福祉関係団体への助成	
④ 歳末たすけあい演芸会の開催と歳末見舞金品の配分	
 (5) 在宅介護事業	… 12
① 居宅介護支援事業	
② 訪問介護事業	
③ 障がい者居宅介護事業	
④ 移動支援事業	
 (6) 人吉市善意銀行の運営	… 12
 (7) 人吉市総合福祉センターの運営	… 12

1 基本理念

「お互いさまの心で支え合うまち人吉」

2 基本目標

- (1) 地域福祉の基盤づくり
～支え合いの雰囲気を盛り上げよう～
- (2) 孤立させないまちづくり
～地域ぐるみで支え合おう～
- (3) 安全・安心なまちづくり
～命と権利を守ろう～

3 基本方針

近年、高齢化・人口減少の進行、高齢者世帯の増加とともに、地域のつながりの希薄化など社会情勢が変化する中で、育児や介護、虐待や引きこもり、貧困等の課題が本市においても顕在化しており、福祉を取り巻く環境は新たな局面を迎えてています。

このような中、令和2年に世界的な大流行が始まった新型コロナウイルス感染症は、何度も波状の流行を繰り返しながら拡大し、本市においても集団感染が発生するなど危機的な状況となったため、人の移動・社会的な活動が大きく制限される事態が続いています。

また、令和2年7月豪雨による球磨川の氾濫で市街地一帯が壊滅的な被害を受けた本市では、地域の連携体制構築も中断することとなり、社会、経済、生活環境の復旧・復興もまだ道半ばです。

そのようなこれまでに経験したことのない状況が続いている中で、人吉市社会福祉協議会は、人吉市と協働で令和2年3月に策定した「第3次地域福祉活動計画」(令和2年度～令和6年度)に基づき、地域共生社会の実現に向けた各種施策や受託事業に取り組んでいます。新型コロナ感染の防止に十分に配慮しつつ、地域支え合いセンター等を通した復興支援に取り組みながら、既存事業や地域福祉活動の活性化、新規事業の開発など更なる地域福祉の向上に取り組みたいと考えております。

各事業においては、地域の実情や個別ニーズを常に把握しながら、地域住民の皆様をはじめ、各種関係団体及び行政と連携・協働して事業を着実に進めてまいります。

4 重点取り組み項目

- (1) 支え合いの機運づくり

地域で実践している福祉活動の魅力や、支え合いの地域づくりの必要性をさまざまな情報媒体を通じて伝え、子どもから大人まで幅広い世代が地域福祉への関心を高め、地域での福祉活動やボランティア活動にふれるきっかけをつくります。

(2) 人材育成と活動支援

校区社協をはじめ、民生委員児童委員やくらし見守り相談員等の活動支援を行うとともに、研修の機会をつくります。

次代を担う地域福祉の人材を育てる目的に、地域福祉やボランティアについて学ぶ機会を設けます。

(3) 地域交流の促進

地域住民が気軽に集える場づくりを支援し、高齢者や障がいのある人などの社会参加や生きがいづくり、身近な範囲での支え合いの関係づくりを進めます。

地域住民が課題を共有し、解決するための具体的な活動を実践するには、校区単位の活動拠点となる場が不可欠です。行政機関と連携しながら活動の拠点づくりを進めます。

(4) 福祉に関する情報発信

地域福祉活動や社会資源、社協の事業等の役立つ福祉情報を必要とする人が、必要な時に手に入れ活用することができるよう、さまざまな方法で分かりやすく伝えます。

(5) 総合的な相談支援体制の充実

住民の身近な総合相談窓口として、ニーズキャッチから支援まで他機関と連携し包括的に途切れず支援します。

支援を必要とする人が自らSOSの声をあげることができるよう受援力を高める意識づけを行うとともに、地域と専門職がつながる仕組みを構築します。

(6) 地域の支え合い・助け合い体制の充実

地域に暮らす住民一人ひとりが安心して生活を送ることができるよう、小地域ネットワーク活動等これまで行ってきた活動を活かしながら、支え合いの輪を広げます。

民間事業所や社会福祉法人と積極的に連携し、地域の社会資源として役割を發揮してもらえるよう働きかけます。

(7) 自立・社会参加支援の推進

さまざまな理由で生活のしづらさを抱えていても、住み慣れた地域で自立て生活することができるよう、地域や関係機関につないだり、同じ悩みを持つ人同士の場づくりやさまざまな生活支援を提供します。

(8) 権利を守る制度の推進と虐待防止

認知症や障がい等で判断能力が低下しても、人として尊重され自らの意思に基づいた選択のもとに自立した生活を送ることができるよう、福祉サービスの利用援助や日常的な金銭管理を行うなどの支援を行います。

民生委員児童委員等関係者と協力し、制度の周知啓発や利用促進を図るとと

もに、虐待等の防止、早期発見・早期対応に努めます。

(9) 災害時対策の充実

災害時に支援を必要とする人をもれなく把握し、援助する人につなげるよう、小地域ネットワーク活動の中で支援体制の整備を図ります。

市民や学生を対象に災害救援ボランティア養成を行い、地域の防災力向上やいざという時に助け合うことができるよう、日頃から地域のつながりづくりに取り組みます。

(10) 法人運営の基盤強化

本会の財政は引き続き厳しい状況にあるため、財政基盤の安定化を図るとともに責任ある法人として、より健全な法人経営を目指します。

また、制度や仕組みが変化していく中で、地域住民のニーズに真摯に向き合える福祉専門職を養成するため、専門研修の充実や研修体系の整備を図り、職員の資質向上を更に推進していきます。

5 具体的な事業計画と内容

(1) 法人運営事業

① 役員会等

社会福祉協議会組織の執行機関である理事会と議決機関である評議員会の機能強化を図るとともに、積極的な議論や提言がなされるよう研修会への参加や情報提供を行います。

- ・理事会の開催（6月、12月、3月）
- ・監査の実施（5月、11月）
- ・評議員会の開催（6月、12月、3月）
- ・評議員選任・解任委員会の開催（隨時）
- ・役員等研修会の開催（隨時）

② 専門部会

各専門部会の専門性を高め、各関係機関との連携を深めながら、各事業を推進します。

- ・企画財政部会（兼会長表彰審査会など）
- ・児童福祉部会（ボランティア教育など）
- ・地域福祉部会（被災者支援など）
- ・調査広報部会（社協だよりの編集・発行など）

③ 苦情解決第三者委員会（定例会議 3月）

福祉サービス利用者の権利を保障するために、苦情受付担当者及び苦情解決責任者、第三者委員を設置し、苦情に対して迅速に対応します。また、苦情解決第三者委員会を開催し、情報の共有と福祉サービスの質の向上を図り

ます。

④ 社協活動発展・強化計画の策定

地域福祉の充実を図るために、経営の理念や方針、事業、組織、財務等に関する取り組みを示すため、中長期視点に立った計画を策定します。

⑤ 地域福祉活動計画の進行管理と評価（定例会議 3月）

企画財政部会と校区社協会長で組織する評価委員会で、計画に基づいた事業取組の進行管理と評価を行います。

⑥ 広報・啓発事業

機関紙「人吉市社協だより」を隔月に発行し、タイムリーな情報の発信に努めます。ホームページは、本会の事業の紹介のほか、地域福祉に関する情報を随時更新するなどページの内容を充実させていきます。更に、フェイスブック等のSNSを活用し、幅広い世代に向けて最新の情報を発信していきます。

⑦ 社会福祉のつどいの開催

市内の社会福祉の第一線で活躍する関係者等を対象に、講演や活動報告を通して、社会福祉に関する一層の理解を深めるとともに、社会福祉功労者の顕彰を通じ、永年の献身的尽力をねぎらうことにより、地域福祉向上への意識高揚を図っていきます。

開催予定日 令和5年2月 日()

⑧ 自主財源の確保

地域福祉の推進を図るため、町内会長等の協力のもと本会の事業に賛同していただく会員の増加を図ります。また、共同募金運動を積極的に展開して財源確保に努めます。

⑨ 福祉関係団体の事務局の運営

各種福祉関係団体の事業の一層の充実を図るため、事務局を担当して活動の支援を行います。

- ・人吉市民生委員児童委員協議会
- ・人吉市校区社協連絡協議会
- ・人吉市くらし見守り相談員連絡協議会
- ・人吉市ボランティア連絡協議会

⑩ 職員研修の実施

多様な福祉ニーズに対応するため、内部研修のほか、熊本県社協等が主催する各種研修会へ積極的に参加するなど職員の資質の向上を図ります。

⑪ 球磨ブロック社会福祉協議会との連携

球磨ブロック社会福祉協議会事務局連絡会の会議や研修に積極的に参加し、情報交換等を行うことにより広域の緊密な連携を図ります。また、球磨ブロック災害時相互応援協定に基づく、災害ボランティアセンター設置訓練を実施します。

⑫ 熊本県市社会福祉協議会事務局連絡会議の開催（幹事社協）

熊本県内市社協の緊密な連携と諸般の事項について研究協議するための会議を開催します。

令和4年12月予定

(2) 地域福祉事業

住み慣れた地域で安心して自分らしい自立した生活を営むことができるよう、共に助け合い、支え合うという意識を広め、地域における、お互いの顔が見える人間関係づくりや生活課題の共有と解決に向けた取り組みを更に推進していきます。

① 校区社会福祉協議会への支援

地域の実情に応じた地域福祉活動の活性化を図るため、地域住民が主体となって活動する校区社会福祉協議会に対し、活動支援、財政支援を行います。引き続き、生活支援体制整備事業をはじめ小地域ネットワーク活動やミニサロン開催の更なる推進を図っていきます

② 安心生活創造事業の推進

小地域ネットワーク活動の推進と、民間事業所と連携した安心生活応援団の活動支援を行い、重層的な見守り活動の推進を図ります。

③ 生活支援体制整備事業の推進（市受託事業）

生活支援コーディネーターを市社協及び校区社協内に配置し、各校区協議体と連携しながら地域における生活支援や介護予防活動等の推進を図ります。各校区の現状把握や調査、社会福祉法人や介護支援専門員等福祉関係者とのネットワークづくりを重点的に推進します。

④ 地域サロンの拡充

各校区の生活支援協議体と協働して、公民館や民家等を活用した地域住民主体の集いの場である「地域サロン」の拡充を図ります。地域サロンの必要性や既存サロンの紹介などを社協だよりに掲載して、啓発・周知を図ります。

⑤ くらし見守り相談員活動の推進

地域で見守りが必要な一人暮らし高齢者等に対する定期訪問を行います。小地域ネットワーク推進会議への参加を促すとともに、民生委員児童委員と

連携して、もれのない見守り活動の活性化を図ります。

⑥ ボランティア活動の推進

ボランティア活動のニーズを把握し、コーディネートを行うとともに、人吉市ボランティア連絡協議会や各種ボランティアグループに対して活動支援を行います。

⑦ ボランティア教育の推進

ボランティア協力校の担当教諭との連絡会を定期開催するなど、活動支援を行うとともに児童生徒に対するボランティア体験事業を開催し、交流や体験を通して「共に生きる力」を育みます。

(関連事業)

- ・ボランティアスクール（小学6年生対象）
- ・福祉の職場体験（中学生・高校生対象）
- ・中高生のための災害ボランティア養成講座（中学生・高校生対象）
- ・出前講座（随時）

⑧ 災害救援ボランティア

令和2年7月豪雨災害の復旧・復興を支援するため設置していた人吉市災害復興ボランティアセンターは、ニーズの終了により令和4年3月31日をもって活動を終了し、閉所しました。

今後の大規模災害発生に備え、災害ボランティアセンター及び被災地や避難所で活動するボランティアリーダーを養成するため、災害救援ボランティア研修を開催し、修了者をボランティアバンクに登録します。

また、引き続き災害救援ボランティア「やませみ」との連携を強化します。

更に、災害後、市及び市内のボランティア団体と締結した三者協定に基づき、市内のボランティア団体等と連携し、活動を支援するほか、県境四市社会福祉協議会の災害時相互応援協定に基づいて連携を図ります。

(3)生活支援事業

① 地域包括支援センター事業（市受託事業）

高齢者が住み慣れた地域で自立した生活を継続することができるよう、社会福祉士、保健師、主任介護支援専門員等の専門職を配置し、総合相談やマネジメントを行う中核機関として地域づくりと医療・介護の連携を支援します。

(関連事業)

・指定介護予防支援事業

要支援者が介護予防サービス等の適切な利用ができるよう、介護予防サービス計画を作成します。

- ・SOSキーholダー事業

高齢者等の緊急時の備えとして、SOSキーholダーの配布・登録及び普及啓発を行います。

- ・介護者家族会の支援

介護者家族会の定期開催を支援し、困りごとの把握と専門職による助言を行います。また働く世代のダブルケアラーやヤングケアラーなどの実態把握と支援を検討していきます。

- ・認知症初期集中支援業務

専門職で構成する認知症初期集中支援チームを設置し、連携のもと認知症の初期診断・早期対応を図ります。

- ・認知症サポーター等の養成

地域や職場等において認知症サポーター及びキャラバンメイトを養成し、積極的な活用についても検討します。

② 命のバトン配布事業

一人暮らし高齢者等がけがや病気時などの救急時に、救急隊による迅速な対応に生かすことを目的に、民生委員児童委員と連携して「命のバトン」を配布します。また、年1回の情報書の更新を確実に行います。

③ デイサロン事業（市受託事業）

「ころばん体操」の普及など介護予防に主眼をおいたメニューに取り組み、介護予防に対する意識の向上を図っていきます。また、事業の周知に取り組み新規利用者増を目指します。

④ 生活困窮者自立相談支援事業（市受託事業）

ひとよし生活困りごと支援センターを窓口に、行政をはじめ各種専門機関や地域の福祉関係者と連携して、あらゆる生活上の相談に応じます。生活困窮者に対しては、アウトリーチを基本に自立へ向けた個別の支援プランを作成し、継続した相談支援、就労支援等を行っていきます。

⑤ 生活福祉資金貸付事業（県社協受託事業）

低所得者、障がい者・高齢者世帯に対し、経済的自立及び生活意欲の助長、社会参加の促進を図り、安定した生活を送ることができるようにするため、資金の貸付を行います。また、生活困窮者自立相談支援事業と連携し、滞納世帯への対応及び償還促進を行います。

⑥ 小口福祉資金貸付事業

低所得世帯に対し、不測の出費の必要が生じた場合に、必要な資金の貸付

と相談援助を行うことにより、経済的自立及び安定した生活を送ることができます。また、生活困窮者自立相談支援事業と連携し、滞納世帯への対応及び償還促進を行います。

⑦ 人吉球磨成年後見センター（市及び球磨郡町村受託事業）

認知症、知的・精神障がい等により判断能力が不十分な方の生活と財産を守るために、成年後見制度に関する普及啓発、相談及び必要に応じて法人後見を受任し支援を行います。また、中核機関の活動を中心に、圏域の権利擁護、成年後見制度等の充実強化に努めます。

- ・成年後見制度の普及・啓発
- ・成年後見制度に関する相談支援
- ・市民後見人の養成と活動支援
- ・専門職後見人との連携会議の開催
- ・法人後見の受任
- ・地域連携ネットワーク会議の開催

⑧ 地域福祉権利擁護事業（県社協受託事業）

判断能力が不十分な高齢者、障がい者を対象に、福祉サービスの利用援助や書類等の預かり及び日常的金銭管理サービスを行います。成年後見制度への移行が必要なケースについては、成年後見センターや行政と連携して、後見等の申立につなぎます。

⑨ ファミリーサポート事業（市受託事業）

地域で安心して子育てができるよう、利用会員と協力会員の相互援助活動を推進します。新規会員向けの養成講座やフォローアップ及び会員同士の交流会を実施し、安心安全な活動につなげます。

⑩ ふれあいサービス事業

低所得世帯や一時的に支援が必要な場合、ボランティア協力会員を派遣する住民参加型の在宅福祉サービスを提供します。

⑪ 買い物支援事業

交通手段がないなど、食料品や日用品の買い物が困難な方に対し、協力店舗の協力を得て、宅配サービスを行います。配達がない日も登録者宅を訪問するなど、安否確認を行い必要に応じて民生委員児童委員や関係機関につなぎます。

⑫ 福祉機器等の備品貸出事業

低所得者や一時的に必要な方に対して、車いすや介護用ベッド及びポータブルトイレ等の福祉機器を無料で貸出します。また、デイサロンで使用するレクリエーション用具の貸出も行い、サロン活動の活性化を図ります。

⑬ 地域支え合いセンター（市受託事業）

令和2年7月豪雨災害により被災された方の生活再建に向けた相談・支援を行います。

- ・総合相談受付、訪問による課題発見
- ・訪問活動による生活状況の確認・見守り安否確認
- ・健康づくり支援、サロン活動の実施
- ・コミュニティーづくりの連絡調整
- ・ボランティア等の受け入れ調整

(4)共同募金事業

共同募金運動への一層の理解と参加を促進するために、様々な媒体を通して効果的な広報活動を行います。また、共同募金配分金の使途を明確にし、充実した地域福祉活動を展開します。

① 各種募金活動の展開

- ・戸別募金、法人募金、職域募金、袋募金の実施
- ・イベント参加によるPR活動（おくんちまつりなど）
- ・募金型自動販売機の設置
- ・寄附つきグッズ（くまモンバッジなど）の進呈、コンビニ店頭への募金箱設置など

② 配分金による事業展開

- ・児童生徒のボランティア体験行事
- ・社会福祉のつどいの開催
- ・社協だよりの発行

③ 社会福祉関係団体への助成

- ・老人クラブ連合会
- ・校区社会福祉協議会（ミニサロン・老人給食・校区社協だよりなど）
- ・子ども会育成会
- ・ボランティア連絡協議会
- ・ボランティア協力校　　他

④ 歳末たすけあい演芸会の開催と歳末見舞金品の配分

共同募金運動の一環として、歳末たすけあい演芸会を開催し、年末には民生委員児童委員協議会と連携して見舞金品の配分を行います。

歳末たすけあい演芸会　予定日　令和4年12月4日(日)

(5)在宅介護事業

在宅介護事業は、利用者ができる限り住み慣れた地域で、在宅生活が継続できるように支援していくことを目標にサービスを提供します。また、多様化するニーズに適切に対応できるよう、職員のスキルアップと関係事業所との連携に努めます。あわせて、職員の定着と人材の確保に努めます。

① 居宅介護支援事業

利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じて自立した日常生活を送ることができるよう、関係機関との連携を図りながら、利用者の選択に基づいて、適切な福祉サービスが利用できるように、居宅サービス計画(ケアプラン)を作成します。

- ・居宅介護支援事業
- ・介護予防計画作成事業

② 訪問介護事業

要介護者等の心身の特性を踏まえて、その有する能力に応じて自立した日常生活を送ることができるよう、入浴、排せつ、食事の介護その他の生活全般にわたる援助を行います。

- ・訪問介護事業
- ・介護予防訪問介護事業

③ 障がい者居宅介護事業

障がい者の心身の特性を踏まえて、その有する能力に応じて自立した日常生活を送ることができるよう、入浴、排せつ、食事の介護その他の生活全般にわたる援助を行います。

④ 移動支援事業（市受託事業）

視覚障がい者に対して、外出時の移動介助（ガイド）を行い自立の援助と社会参加につなげます。

(6)人吉市善意銀行の運営

広く市民の善意の預託を受け入れ、必要とする方へ効果的に活用します。生活困窮者自立相談支援事業と連動してフードバンクの役割も担います。

- *預託金品の受入れ
- *交通遺児小中学校入学、中学校卒業祝金の贈呈事業
- *生活困窮者等へのおむつ、食料品、寝具等の払い出し

(7)人吉市総合福祉センターの運営

社会福祉事業を推進し、広く子どもから高齢者までの福祉団体の活動に供与できるように努めます。

